

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第11回）
議事要旨

○日時

令和3年8月6日（金） 10時00分～12時00分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員※、芋生憲司委員※、河野康子委員※、道田悦代委員※

○欠席委員

橋本征二委員※

○オブザーバー

西尾 利哉 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室 室長
小島 裕章 農林水産省林野庁林政部木材利用課 課長
福田 朋也 環境省地球環境局地球温暖化対策課 係長（小笠原課長の代理）

○事務局

能村省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長
和田省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐
菊野省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐

○議題

- （1）バイオマス発電燃料の持続可能性に係る第三者認証スキームの追加について
- （2）認証機関・海外政府ヒアリング
 - ・マレーシアパームオイル認証評議会
 - ・ISCC ワーキンググループ
 - ・一般社団法人農産資源認証協議会

※2021年8月6日時点では、委員の任期切れに伴い、任命未了であったが、11月22日付で任命済み。

○議事要旨

バイオマス発電燃料の持続可能性に係る第三者認証スキームの追加について (MSP0 について)

委員

- 今回は Standard が 2-1, 2-2, 3-1, 3-2 となっているが、経緯を教えてください。
- それぞれのパートごとに承認するのか、一括に承認することになるのか。

マレーシアパームオイル認証評議会

- (1 点目の質問について) 前回は 2013 年に制定され、国際的に基準を 5 年ごとに見直すことが推奨されている。NGO、政府以外の関係者を集めてより包括的に MSP0 を見直すための会議を行って見直してきた。その中での改定である。

事務局

- (2 点目の質問について) パートごとを確認させていただく。一部のパートは満たさないが一部は満たすということがあり得る。

委員

- 今回は森林の開発について 2019 年 12 月 31 日以降に転換がないことを基準としているが、この点の経緯について教えてください。

マレーシアパームオイル認証評議会

- 検討会で決めた。ステークホルダーと議論し、共有した日である。古い農園の農家にあまり負担がかからないようにするためと議論した。この他、2020 年 1 月から全ての農家が MSP0 の認定条件に認定される条件になっていることがある。

委員

- 新しい植栽について、現地の法律に基づき許可される地域については保護されなければいけない地域であったとしても新規開発が可能であるということだが、算出されるパームオイルについては MSP0 の認証が取得できないかどうかを確認したい。

マレーシアパームオイル認証評議会

- 基本的に MSP0 はマレーシア地方法律と国家法律に従っているので、2019 年 12 月 31 日までに転換された土地については MSP0 認証に申し込むことは可能。但し、州政府が定めた植栽法に従わないといけない。詳細は 6 スライド目を参照。自然森林は 100%許されない。それ以外の転換地については EIA により HCV や社会環境への影響を評価することで許される。

委員

- 強制労働について確認。Triangular employment (三角雇用) には、すべての契約ベースの労働者が含まれていることでよいか。

マレーシアパームオイル認証評議会

- 関連する者全てが対象で、雇用主は全ての責任をもつ。

(ISCC について)

委員

- 認証または取り消しの状況は、HP などで公開される可能性があるか。

ISCC ワーキンググループ

- すべてのプログラムの情報は開示されており、調書の進行・取消情報についてもタイムリーに公開される。

委員

- プレゼンテーションでは PKS のみが対象と述べられていたが、その認識で正しいか。
- 5 枚目のスライドで、林業バイオマスを除くと明記されている。森林から直接伐採されてエネルギー利用されるというケースもあれば、製材工場から発生する端材をエネルギー利用するというものもあり、そちらが対象であるかをクリアになるように表記いただいたほうが良いのではないか。

ISCC ワーキンググループ

- 対象は農業残渣と位置づけている。対象とするものの明記について ISCC に持ち帰って検討する。

委員

- 日本 FIT 向けの認証スキームとして整備されているとのことだが、持続可能性の担保はグローバルの課題であり、どこに適用されてもそうだろうというものでないと、認証システムの信頼性という意味では課題がある。日本の認証に合わせた意図を教えてください。
- パブリックコンサルテーションを略されたとのことだが、賦課金を負担する国民に向き合ったものとして欲しい。

ISCC ワーキンググループ

- 認証システムは世界的に通用するものではないというコメントとして受け取った。今回の基準は ISCC を超えた日本 FIT 向けの基準ということである。
- パブリックコンサルテーションについては ISCC に持ち帰る。

委員

- FIT の中で認める燃料が何かという話と、持続可能性をどのように確認するかという話は表裏一体になっている。今我々が議論をしているところで、PKS を念頭におけばよいのか、幅広い適用可能性も考慮すべきなのか、明確にして欲しい。

- 燃料種を明記した方が、事業者にとっても確認する側にとっても望ましい。特に PKS を念頭としているとのことだが Solid か Liquid かは、まず一つ明確にした方が良い。
- 対象燃料種を増やすときにどう確認をしていくか、新しい要件が燃料に関して加わっていく可能性がある場合にどのように考えるべきか事務局に確認したい

事務局

- 新規燃料を新しく認めるということであればそれに応じた認証が必要になるとの認識。今回仮に認定されたからといって、新規燃料に直ちに適用されるということではない。
- 第三者認証は対象を明確にしたうえで FIT 認証として認めていくと認識している。

(PKS 第三者認証について)

委員

- 認証がこれから出されていく際に、認証の情報がどこまで HP 等で公開されるのか。苦情申し立てが今後出てくる可能性がある。監査会社に知らせ確認することになっているとのことだが、NGO 等がどこに伝えたらよいかということが必要。

一般社団法人農産資源認証協議会

- 認証情報をどこまで公開するか検討する。我々のルールとしては機関が受け付けて対応することになっているが、制度を運用しながら改善していきたい。なるべく情報は HP に載せたい。

委員

- 本協議会の設立が今年の 5 月とのことだが、それまでに準備をされてきたが、諮問委員会は組織が設立されてから設置されたという理解でよいか。実質的に諮問委員会の信頼性がどのくらい機能するか確認したい。
- HP になかなかとり着けないのだが、公開されているのか。

一般社団法人農産資源認証協議会

- 諮問委員会は、PKS 第三者認証準備委員会の準備段階から存在し、その中で審議して作られているため、第三者性を担保していると考えている。
- HP について、パブリックコメントを募集する際に作った HP。協議会の HP としていくべく、HP を整備していく。Google 検索のヒットについても改善したい。

委員

- 「日本独自」と資料のタイトルについているがどのような意味か。日本の PKS のみを対処にしているということか、日本の事業者の協議会という意味か。
- 代表理事を外部から招聘するということが、複数名なのか、どのような方を想定しているのか。

一般社団法人農産資源認証協議会

- 日本独自の意味。海外の認証制度ではなく、PKS、日本のFIT制度に通じたものは発足した当時はなかった。
- 代表理事は複数の方が就任でき、今は二名だが、ゆくゆくは一名にしたい。第三者性を担保するというのは、諮問委員会と被るところもあるが、学識経験者や、第三者性を担保する、あるいはそのようなキャリアを有する方をお願いしたいと考えて進めているところ。

委員

- デューデリジェンスについて、資料に記載のリスクを回避するということは、積極的であると見ている。但し、運用の実態としては、認証の審査対象ではないということで、例えば、もっとこうしたほうが良い、といったサジェスチョンをする等の想定はされているのか。
- トレーサビリティの確保について。資料の中でサプライチェーンの確保についてはIP/SGでしっかりやっていくということになるが、報道にもあるとおり、混ざっていないということがどのように確認できるのかという点について確認したい。

一般社団法人農産資源認証協議会

- デューデリジェンスについて、審査の際に認証機関がPKSの状況を確認すると同時にサジェスチョンをするということも考えられる。
- トレーサビリティについては、手順書を確認して、管理体制も確認、業務の指示の流れについても当然確認する。年に1回行った程度では分からないという指摘もあるかもしれないが、審査員が現地に行って確認する。内部監査も重要と考えており、自分たちが日々確認することを求めている。

委員

- ガバナンスの独立性、第三者性をどう組み立てるか努力をいただいていると認識しているが、継続的に組織的にどう担保されるのか、どう保障されるかという点を明確にして欲しい。協議会の内部のルールで定めることも可能だと思う。
- 既に海外で運用されている認証制度の場合には第三者性、専門性を担保されていると考えるが、どのような条件があれば組織的・制度的にクリアしていると言えるのかは重要。事務局への御願いになるが、この点はむしろ国として定めるべきではないか。
- PKSを始め海外から調達する上での難しさがある。基準を満たすかどうかを確認することが必要になるが、そういった能力のある団体は必ずしも日本の中にも多くはないか。具体的にどういった能力があれば十分に海外も含めて確認可能であるのかということについて質問したい。

一般社団法人農産資源認証協議会

- ガバナンスについても議論している。組織改編で位置づけた評議会は、第三者性を有し、

社会、経済、環境の専門家からなる。評議会が内部的に運用をチェックするという体制を考えている。

事務局

- ご指摘については検討させて頂く。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365